

平成30年2月27日  
関東東北産業保安監督部

## 鉱山保安法第39条の規定に基づく命令について

関東東北産業保安監督部（以下、「当部」という。）は、平成30年2月26日、旧新潟製油新発田鉱山（鉱種：石油・可燃性天然ガス、新潟県新発田市）の鉱業権者であった新潟製油株式会社（法人番号 7110001003843）に対して、鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、鉱害を防止するため必要な設備をするよう命令を行いました。

1. 新潟製油新発田鉱山において、平成29年2月27日に確認された坑井からの石油等の湧出について、当部は、鉱業権者 新潟製油株式会社に対して同年8月21日付けで法第36条の規定に基づき鉱害の防止のために必要な措置を講じるよう命令を行いました。
2. 鉱業権者は、平成30年1月19日、新潟地方裁判所から破産手続開始決定を受けた後、関東経済産業局長に対して放棄による鉱業権の消滅登録を申請し、同年1月31日、鉱業権の消滅が登録されました。
3. 当部は、同年2月6日に同鉱山の状況を調査したところ、鉱害の復旧及び廃坑措置は実施に至っていないことを確認したことから、鉱業権者であった新潟製油株式会社に対し、法第39条第1項の規定に基づき鉱害を防止するため必要な設備をするよう命令を行いました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部 鉱害防止課長 佐藤 雅文

担当者：橋本、田中

電話：048-600-0447